

令和8年度認可外保育施設関連施策 のポイント

令和8年度認可外保育施設関連施策のポイント

- 近年の社会的ニーズや足元の物価高等の影響に対応するとともに、認可外保育施設における保育の質の向上や企業の活力を活かした子育て支援の推進を図ることにより、「仕事と子育ての両立」を強力に支援する。

認可外保育施設への支援の充実

○無償化給付上限額の見直し【拡充】

物価・賃金動向等を踏まえ、認可外保育施設等に通うこどもの保育料について、保護者の負担を軽減するための給付の上限額を1割程度引き上げ、こどもの育ちを支援。 ※令和8年10月より実施予定

【引き上げ後の給付単価（月額）】

0～2歳：42,000円→45,700円 ※住民税非課税世帯に限る

3～5歳：37,000円→40,300円

○安全で質の高いベビーシッターの利用促進

・安全で質の高いベビーシッター利用促進事業【新】

安全性に関する基準に適合するベビーシッターの情報提供等を行うプラットフォームの構築等により、保護者が安全で質の高いベビーシッターを選択できるよう支援する。

・ベビーシッターの利用促進に向けた地域ニーズ分析のための調査研究事業【新】

地域別の利用実態や保護者のニーズを把握・分析することにより、安全で質の高いベビーシッターの利用促進に向けたニーズ把握等を行う。

・ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業【継続】

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の要件を満たすための研修機会や更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

・保育環境改善等事業（見守り用のカメラ等）【新】

こども性暴力防止法の対象となる居宅訪問型保育（認可・認可外）を行う事業者について、本事業の性被害防止のための設備支援の対象に追加する。

・税制改正要望

ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置について、令和8年度税制改正要望の要望項目として提出。与党税制改正大綱において二重△（長期検討事項）となった。

○地域で重要な役割を果たす認可外保育施設への改修補助・モデル的支援【新】

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について、指導監督基準の全部に適合しない場合についても、一定の安全性や保育の質が確保されると認められる場合に補助の対象として、更なる質の向上を図る取り組みをモデル的に実施する。

企業の活力を活かした子育て支援の推進

○企業主導型保育事業【拡充】

認可保育所等に関する改正、近年の社会的ニーズや足元の物価高の影響等を踏まえた企業主導型保育事業の予算増。

（令和7年度予算額2,330億円→令和8年度予算案2,411億円）

【主な拡充事項】

- ・認可保育所等に関する改正を踏まえ、1歳児の職員配置を充実した際の加算措置の創設、保育補助者雇上強化加算、預かりサービス加算及び医療的ケア児保育支援加算の充実を図る。
- ・また、近年の社会的ニーズ等を踏まえ、保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援に係る措置や、足元の物価高の影響に対応する臨時措置を追加で実施する。

○企業主導型保育における財産処分等のルール見直し

利用需要に応じた弾力的な運営を可能とするための施設定員の増減や、こども誰でも通園制度等への一部転用に加え、経過年数10年を超える施設への対応として放課後児童健全育成事業などの児童福祉法に規定する他事業への転用等を一定の要件のもとで認めることとする。

※転用については令和8年度より実施、施設定員の増減については、減員は令和9年1月以降、増員については令和9年度中の開始を想定

○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【拡充】

足元の物価高の影響等を踏まえた割引券の金額引上げ（2200円→2300円）を実施。

○企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【新】

企業・NPOその他民間団体の力を借りながら、小学生の多様な居場所を地域のニーズに応じ整備するモデル事業を実施。

※企業主導型保育事業者（小学校から離れた立地）が、週末や夏休み等の長期休業期間中に小学生を預かることや、事業者が空きスペース等を活用し、預かり事業を実施すること、習い事、スポーツクラブ等の民間事業者や、「こどもの居場所」を開くNPO等による取組を見込む。